

三重県工事一時中止に係る ガイドライン

平成２９年７月
令和７年７月一部改定

三重県 県土整備部

目次

I 三重県工事一時中止に係るガイドライン

はじめに	1
1. 契約図書への位置づけ	1
2. 工事の一時中止に係る基本フロー	2
3. 発注者の中止指示義務	3
4. 工事を中止すべき場合	3
5. 中止の指示・通知	4
6. 基本計画書の作成	4
7. 工期短縮計画書の作成	5
8. 請負代金額又は工期の変更	5
9. 増加費用の考え方	6
(1) 本工事施工中に中止した場合	
(2) 準備工期間に中止した場合	
(3) 契約後準備工着手前に中止した場合	
(4) 工期短縮を行った場合	
10. 増加費用の算定	8
11. 増加費用の扱い	10
参考資料	11
1. 三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱	
令和6年7月1日(抜粋)	
2. 三重県公共工事共通仕様書 令和6年7月(令和7年7月一部改定)(抜粋)	
3. 積算基準(共通編) 令和7年7月(抜粋)	
4. 現場代理人の常駐緩和について(通知) 平成23年3月24日	

II 補足資料

1. 三重県工事一時中止に係るガイドラインについて	26
2. 工事一時中止の区分	26
3. 全体中止と部分中止の積算内容の違い	27
4. 請求の流れ及び適用範囲	28
5. 工事一時中止に伴う積算方法(標準積算による場合)	30
6. 基本計画書の作成例	31
7. 工事請負代金変更請求の作成例(1)	32
8. 工事請負代金変更請求の作成例(2)	32
9. 工事請負代金変更請求の作成例(3)	33
10. 工事請負代金の構成	34

I 三重県工事一時中止に係るガイドライン

はじめに

三重県では、設計変更が適切に実施されることを目的に、「三重県設計変更ガイドライン（案）」を平成 26 年度に策定し、平成 27 年 4 月より運用することにより設計変更に係る業務の適切化を図っている。

設計変更の一つである工事一時中止については、工事請負契約書第 20 条（工事の中止）に規定されているところであるが、一時中止すべきケース、手続きの流れ等について、発注者・受注者が共通認識のもと適切に実施される必要があるため、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）により契約した工事で、積算基準（三重県県土整備部）（以下、「積算基準」という。）を用いて予定価格を算定した工事を対象として、本ガイドラインを策定したものである。

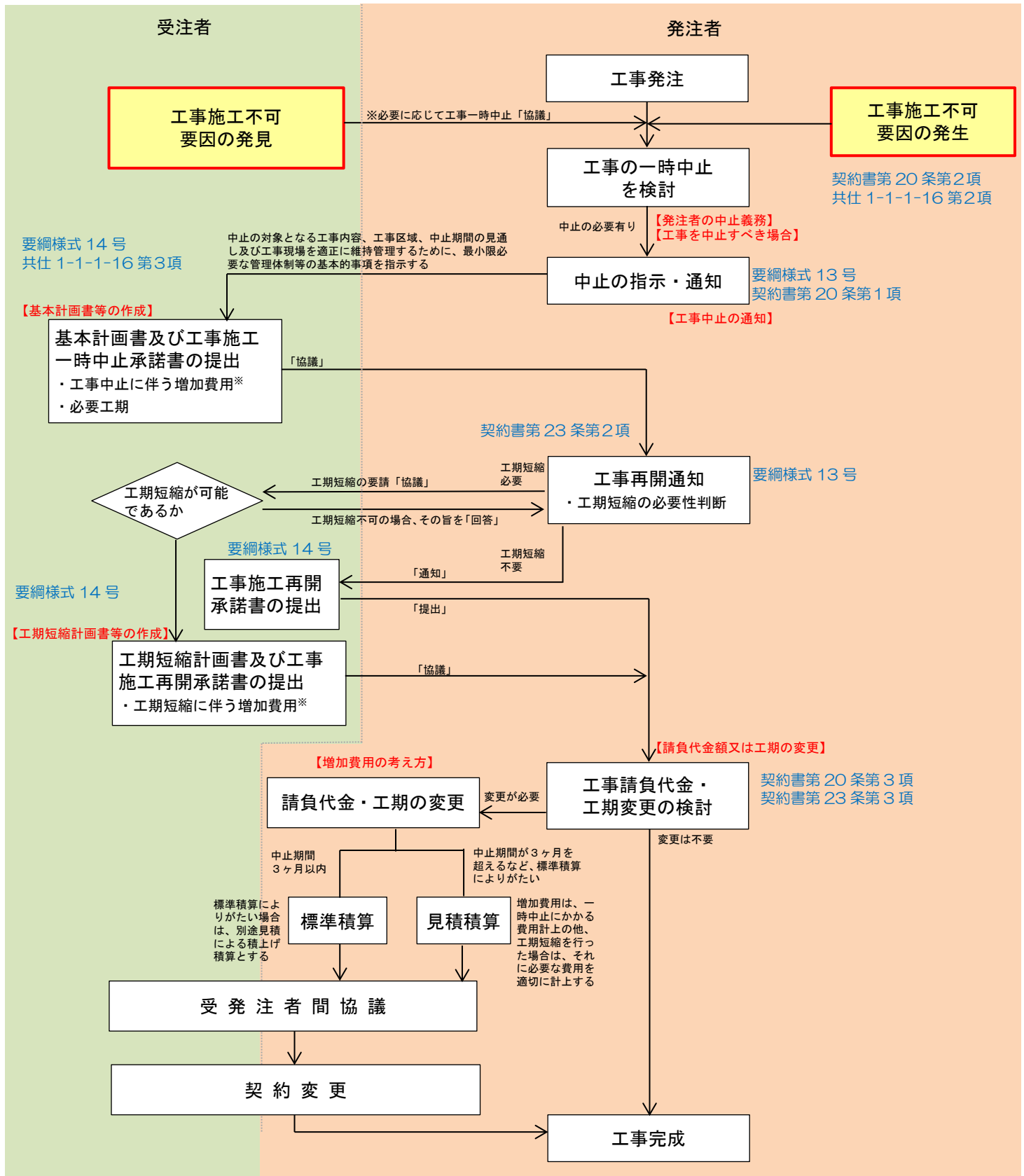
1. 契約図書への位置づけ

- ◆ガイドラインの運用の徹底を図るため、特記仕様書（施工条件明示一覧表）に記載
- ◆ガイドラインの対象は、建設工事請負契約書により契約した工事で、積算基準（三重県県土整備部）を用いて予定価格を算定した工事

◇特記仕様書（施工条件明示一覧表）記載例

- ・設計変更（工事一時中止）を行う際には、三重県工事一時中止に係るガイドライン（三重県県土整備部 令和 6 年 7 月（令和 7 年 7 月一部改定））を参考とする。（三重県 HP「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」を参照）

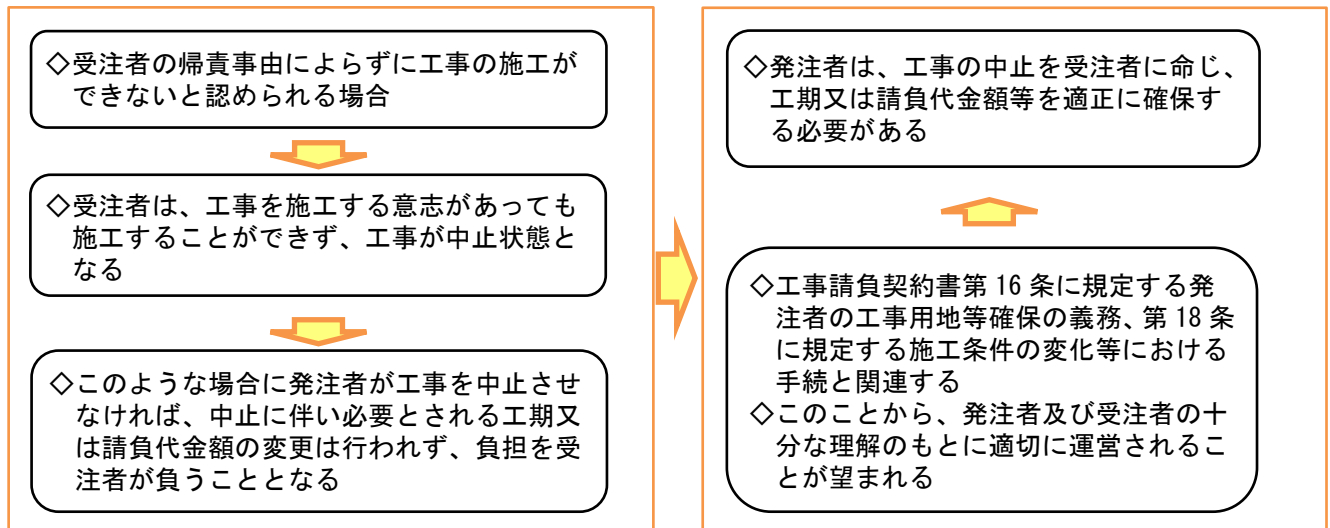
2. 工事の一時中止に係る基本フロー



3. 発注者の中止指示義務

- ◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。【契約書第20条】
- ◆受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注1) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。【監理技術者制度運用マニュアル】
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合は、技術者の途中交代が認められる。【共仕1-1-1-46第2項】

注2) 現場代理人の常駐免除の取り扱い：発注者は工事の全部の施工を一時中止している期間は、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合、工事現場における常駐を要しないこととすることができる。【契約書第10条第3項、建設業課通知（H23.3.24）】

4. 工事を中止すべき場合

- ◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【契約書第20条第1項】

- ◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。【契約書第20条第2項】

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われなため（契約書第16条）施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（契約書第18条）施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

- 「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

5. 中止の指示・通知

- ◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【契約書第20条】
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

- ◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
- ※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
- ◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

受注者による中止事案の確認請求

- ◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

- ◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6. 基本計画書の作成

- ◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議する。【共仕1-1-1-16第3項】
※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。
- ◆基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- ◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容

- ◇基本計画書作成の目的
- ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認にすること
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇工事再開に向けた方策
- ◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠
- ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き

管理責任

- ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

7. 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ◆受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。【契約書第23条】

記載内容

- ◇工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関する事
- ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関する事
- ◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

工期の変更

- ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う

8. 請負代金額又は工期の変更

- ◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。【契約書第20条第3項】

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

- ◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

- ◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。
 - ◇増加費用
 - 工事用地等を確保しなかった場合
 - 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの
 - ◇損害の負担
 - 発注者に過失がある場合に生じたもの
 - 事情変更により生じたもの
- ※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

- ◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- ◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。
- ◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

9. 増加費用の考え方

(1) 本工事※施工中に中止した場合

- ◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

中止により工期延期となる場合の費用

- ◇工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等

工事体制の縮小に要する費用

- ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等

工期短縮を行った場合の費用

- ◇工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等
- ◇工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする

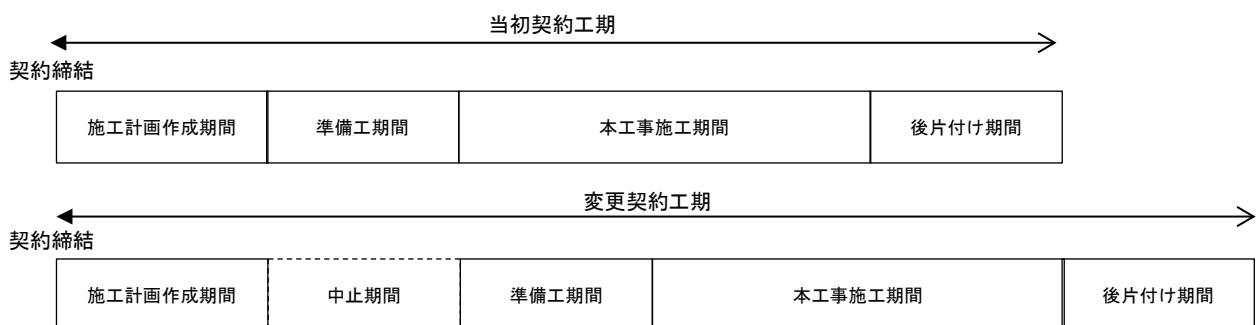
工事の再開準備に要する費用

- ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

(2) 契約後準備工着手前に中止した場合

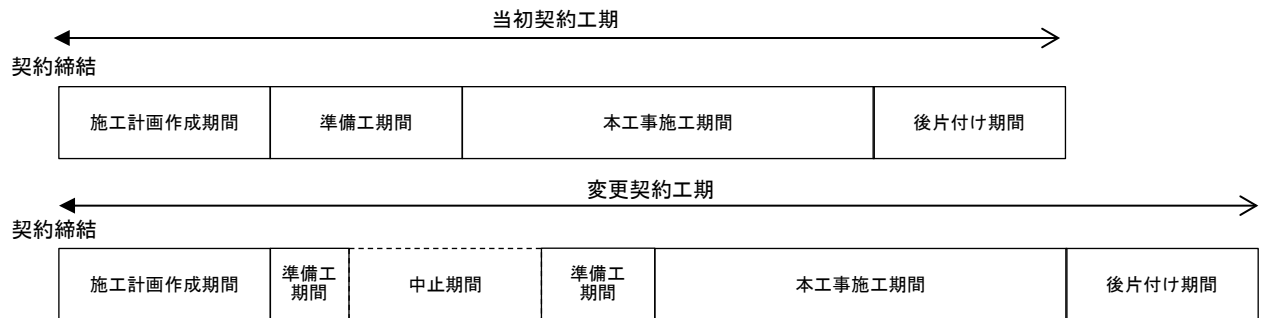
- ◆契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



- ◇基本計画書の作成
 - 契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
 - このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。
- ◇増加費用
 - 一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(3) 準備工期間に中止した場合

- ◆準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

○受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要な応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇増加費用

○増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。

○増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

○増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。
（積算は受注者から見積を求め行う。）

(4) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

①工期短縮の要因が発注者に起因するもの・・・【増加費用を見込む】

例．・工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合

②工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・【増加費用は見込まない】

例．・工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合

③工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの・・・【増加費用を見込む】

例．・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により、工期延期ができない場合

・自然災害で被災※を受け、一時作業ができなくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合

※災害による損害については、契約書第30条（不可抗力による損害）に基づき対応

増加費用を見込む場合の主な事例

◇当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。

◇パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。

◇その他、必要と思われる費用。

※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

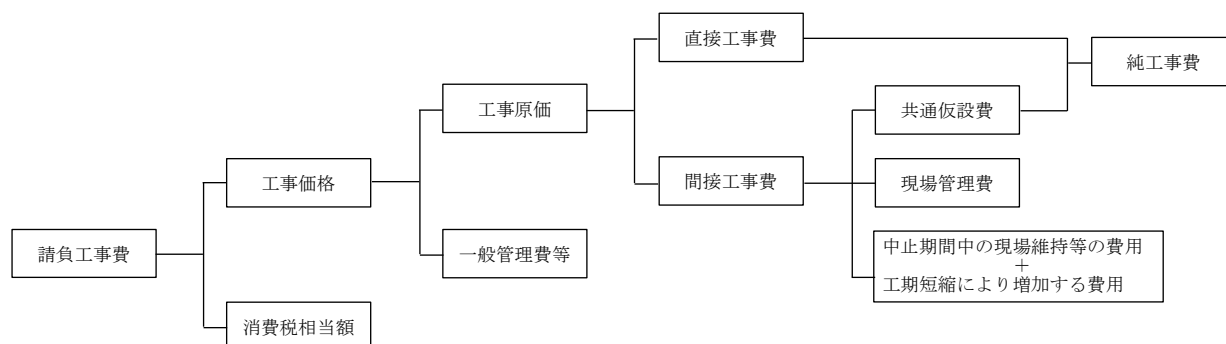
10. 増加費用の算定

■増加費用の算定（１）

- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。



積上げ項目

- ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
 - 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
 - 直接工事費、仮設費及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

率で計上する項目

- ◇運搬費の増加費用
 - 現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
 - 大型機械類等の現場内小運搬
- ◇安全費の増加費用
 - 工事現場の維持に要する費用
 - ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用
- ◇役務費の増加費用
 - 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
- ◇営繕費の増加費用
 - 現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
- ◇現場管理費の増加費用
 - 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

注）・標準積算は工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が３ヶ月を超える場合は適用不可

・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上積算とする。

■増加費用の算定（２）

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。

ただし、中止期間３ヶ月[※]以内は標準積算により算定し、中止期間が３ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが３ヶ月程度までであることから、「中止期間３ヶ月以内」としている。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間４ヶ月の場合、４ヶ月分の見積）を徴収する。

注）増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

◇中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000 円未満切り捨て）

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg：一時中止に係る現場経費率（単位％ 小数第４位四捨五入３位止め）

J：対象額（一時中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位円 1,000 円未満切り捨て）

α：積上げ費用（単位円 1,000 円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（dg）

$$dg = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A・B・a・b：各工種毎に決まる係数（積算基準による）

11. 増加費用の取扱い

■増加費用の取扱い

- ◆増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。

■増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆増加費用は、設計変更により対応する。
- ◆増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- ◆増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

参考資料

1. 三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱

令和6年7月1日（抜粋）

（１）〔第1号様式の2〕建設工事請負契約書の条項〔金銭的保証用〕（抜粋）

- 第16条 （工事用地の確保等）
- 第18条 （条件変更等）
- 第20条 （工事の中止）
- 第23条 （発注者の請求による工期の短縮等）
- 第50条 （受注者の解除権）

（２）〔第13号様式〕工事施工一時中止（再開）通知書

（３）〔第14号様式〕工事施工一時中止（再開）承諾書

2. 三重県公共工事共通仕様書 令和6年7月（令和7年7月一部改定）（抜粋）

- 1-1-1-16 工事の一時中止
- 1-1-1-18 工期変更
- 1-1-1-46 主任技術者及び監理技術者

3. 積算基準（共通編） 令和7年7月（抜粋）

- 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算

4. 現場代理人の常駐緩和について（通知） 平成23年3月24日付県土第03-240号

1. 三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱

令和6年7月1日（抜粋）

（１）〔第１号様式の２〕建設工事請負契約書の条項〔金銭的保証用〕（抜粋）

第10条（現場代理人及び主任技術者等）

受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- （１）現場代理人
 - （２）（Ａ）〔 〕主任技術者
（Ｂ）〔 〕監理技術者
 - （３）専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金額の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権利を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。ただし、三重県低入札価格調査実施要領に規定する調査基準価格を下回って契約をする場合は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者は、これを兼ねることができない。

第16条（工事用地の確保）

発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不要となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事用材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

第 18 条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により、設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 20 条（工事の中止）

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 23 条（発注者の請求による工期の短縮等）

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 50 条（受注者の解除権）

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときには、この契約を解除することができる。

- (1) 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

(2) [第13号様式] 工事施工一時中止 (再開) 通知書

第13号様式

工事施工一時中止 (再開) 通知書

様
三重県知事
印

第 年 月 日 号

下記工事は、施工を一時中止 (再開) するので通知します。

記

1 工事番号及び工事名

2 工事場 所

3 工 期

4 請 負 代 金 額

5 中 止 期 間

6 中 止 区 域

7 中止 (再開) の理由

8 再 開 期 日

9 変更による完成予定期限

10 一時中止工事に係る
必要な管理体制等

第 号

市 町 大字 地内

着手 年 月 日
完成 年 月 日

円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

年 月 日 から
年 月 日 まで 日間

年 月 日

年 月 日

(3) [第14号様式] 工事施工一時中止 (再開) 承諾書

第14号様式

工事施工一時中止 (再開) 承諾書

三重県知事
あて

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 ④

受注者

年 月 日

第 号

1 工事番号及び工事名

2 工 事 場 所

3 工 期

第 市 町 大字 地内
着手 年 月 日
完成 年 月 日

年 月 日 第 号で通知を受けました上記工事について、当該通知
のとおり工事一時中止 (再開) することを承諾いたします。

2. 三重県公共工事共通仕様書 令和6年7月（令和7年7月一部改定）（抜粋）

1-1-1-16 工事の一時中止

1. 一般事項(1)

発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-45臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が**契約図書**に違反したまたは監督員の**指示**に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に**通知**し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に**提出**し、**協議**するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

4. 一般事項(2)

発注者は、第1項のほかに以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

- (1) 契約書第16条に規定する工事用地が確保されない場合
- (2) 第三者、受注者、使用人及び監督員の安全のため必要があると認める場合
- (3) 災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し、工事の続行が不適当又は不可能となった場合

1-1-1-18 工期変更

1. 一般事項

契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で**確認**する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に**通知**するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき**設計図書**の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と**協議**しなければならない。

3. 工事の一時中止

受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と**協議**しなければならない。

4. 工期の延長

受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と**協議**しなければならない。

5. 工期の短縮

受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と**協議**しなければならない。

1-1-1-46 主任技術者及び監理技術者

1. 技術者の選任

受注者は、契約書第10条に規定する主任技術者又は、監理技術者（特例監理技術者を含む）を定める場合で、当該工事が、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、しゅんせつ工事、造園工事及び水道施設工事である場合には、表1-5に示す当初工事請負代金額に該当する主任技術者又は、監理技術者（特例監理技術者を含む）を選任しなければならない。

なお、特例監理技術者を設置する場合には、特例監理技術者の行うべき職務を補佐する監理技術者補佐を設置しなければならない。

表 1-5 主任技術者又は監理技術者の資格・・・【省略】

2. 監理技術者等の途中交代

(1) 受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）を途中交代できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

- ① 死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合
- ② 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合

(2) 途中交代を認める際の現場対応は、以下のとおりとする。

- ① 交代後の監理技術者等に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。
- ② 監理技術者等の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の監理技術者等を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。ただし、死亡、傷病の場合は除く。

3. 監理技術者及び特例監理技術者

受注者は、専任の監理技術者及び特例監理技術者について建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者のうちから、これを選任するものとし、資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを現場代理人等通知書に添付して発注者に提出するものとする。

4. 工場製作後に現場据付作業を伴う工事

受注者は、当該工事が工場製作後、現場据付作業を伴う工事の場合は、工場製作時および現場据付時のそれぞれに従事する主任技術者又は監理技術者を1-1-1-6施工計画書に記載しなければならない。

5. 現場代理人等通知書

受注者は、現場代理人等通知書を工事契約締結時に発注者に提出しなければならない。

6. 技術者の専任・兼任

(1) 技術者の専任

受注者は、請負金額4,000万円（建築工事にあつては、8,000万円）以上の場合、主任技術者（監理技術者）は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、工場製作などにあつては、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省通知 令和4年12月23日付け 国不建第457号）によるものとする。

(2) 技術者の兼任

受注者は、請負金額500万円以上4,000万円未満（建築工事にあつては請負金額が1,500万円以上8,000万円未満）の県発注公共工事（応急工事等に係るものを除く）において、1人の主任技術者（監理技術者）が兼任できる工事数は、2件以下とする。ただし、請負金額の合計が3,000万円（建築工事のみの場合にあつては6,000万円）以下の場合はこの限りではない。

3. 積算基準（共通編） 令和7年7月（抜粋）

第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算

① 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について

受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、下記により積算するものとする。

1. 増加費用等の考え方

1-1 増加費用の適用

増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

1-2 増加費用の範囲

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

(1) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

(2) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

(3) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

(4) 工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

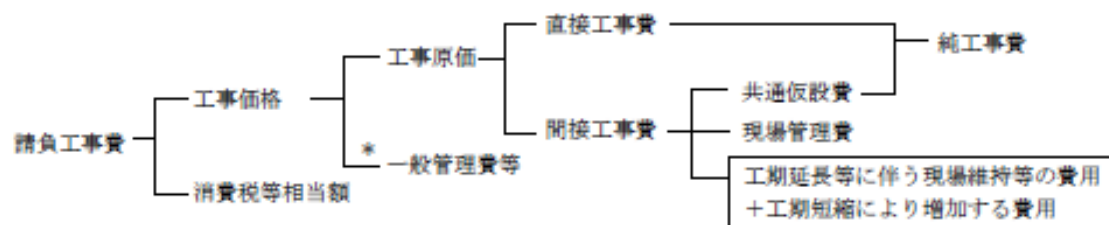
(5) 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

2. 増加費用の算定

2-1 増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



* 工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む

(注) 工期延長等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

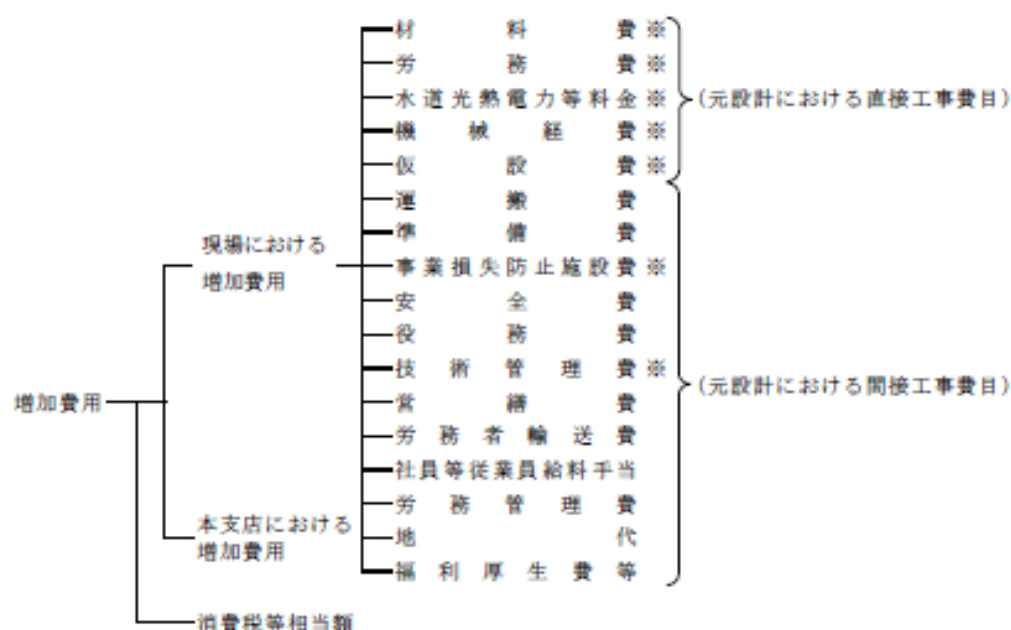
I-10-①-1

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、工期延長等の期間3ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合等は、別途考慮すること。

2-2 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

(1) 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。

1) 増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



※積上げ項目

2) 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

i) 現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

② 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）

③ 発注者が工事現場の維持等のため必要であると認めて指示した機械の運転費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

ヘ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているもの

と同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ロ 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 工期延長等の要因発生時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
- ④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

コ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直雇又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

ク 地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用

ケ 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

ii) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

iii) 消費税等相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

(2) 算定方法

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算出する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

ただし、

G：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位：円、1,000円未満切り捨て）

dg：工期延長等に係る現場経費率（％、小数第4位四捨五入3位止め）

（前記2-2（1）2）に示す率項目）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位：円、1,000円未満切り捨て）

α：積上げ費用（単位：円、1,000円未満切り捨て）

（前記2-2（1）1）に示す積上げ項目）

1) 工期延長等に伴い増加する現場経費率

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

dg：工期延長等に伴い増加する現場経費率（％、小数第4位四捨五入3位止め）

（前記2-2（1）2）に示す率項目）

J：対象額（工期延長等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位：円、1,000円未満切り捨て）

N：工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数。

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A, B, a, b：工種毎に決まる係数（別表-1）

別表-1

工種区分	係数 A							係数 B							係数 a	係数 b
	一般交通影響無し	大都市 (1)	大都市 (2)	一般交通影響有り (1)	一般交通影響有り (2)	市街地 (1) (2) 等	山間部及び丘陵地	一般交通影響無し	大都市 (1)	大都市 (2)	一般交通影響有り (1)	一般交通影響有り (2)	市街地 (1) (2) 等	山間部及び丘陵地		
河川工事	1901.4	—	—	2115.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	—	—	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・湖沼・池・水田工事	410.4	—	—	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	—	—	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.9955	0.3057
堤防工事	521.4	—	—	550.7	551.8	551.8	486.2	-0.2306	—	—	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2099	0.2226
堤防改良工事	78.9	—	—	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	—	—	-0.0696	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
護岸防砂工事	4760.3	—	5019.2	5307.1	5271.4	5271.4	4867.7	-0.3806	—	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
PC橋工事	1236.0	—	—	1436.8	1399.1	1399.1	1321.9	-0.2884	—	—	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	—	—	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3485	—	—	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
橋梁工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1054.4	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2907	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事 (1)	213.2	—	—	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	—	—	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4679	0.3598
共同溝等工事 (2)	314.1	—	—	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	—	—	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.9142	0.5399
トンネル工事	1070.6	—	—	1331.2	1253.2	1253.2	1306.9	-0.2619	—	—	-0.2685	-0.2682	-0.2682	-0.2726	0.1118	0.4194
トンネル・地下トンネル工事	275.1	—	—	286.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	—	—	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2998
河川維持工事	635.1	—	—	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	—	—	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	6.0310	0.2114
下水道工事 (1)	103.2	—	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0943	—	-0.0975	-0.0965	-0.0964	-0.0954	-0.0961	0.5192	0.3472
下水道工事 (2)	282.4	—	333.1	306.7	306.7	306.7	276.7	-0.1811	—	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060
下水道工事 (3)	366.6	—	—	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	—	—	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7079	0.2539
下水道工事 (4)	186.2	—	225.2	206.0	205.4	205.4	186.0	-0.1419	—	-0.1404	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	0.6935	0.3202
公園工事	643.6	—	—	718.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	—	—	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2255	13.8714	0.1739
コンクリートダム工事	115.6	—	—	—	—	—	—	-0.0624	—	—	—	—	—	—	0.3392	0.3621
フィッシュウェイ工事	91.3	—	—	—	—	—	—	-0.0673	—	—	—	—	—	—	0.1633	0.3963
堤防・護岸工事	266.2	323.7	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1467	-0.1510	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165
護岸・防砂工事	1336.5	—	—	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	—	—	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

（注）係数A・Bにおける施工地域区分は、「第I編第2章②間接工事費3現場管理費」によるものとする。

4. 現場代理人の常駐緩和について（通知） 平成 23 年 3 月 24 日付県土第 03-240 号

県 土 第 0 3 - 2 4 0 号
平成 2 3 年 3 月 2 4 日

各発注機関の長 様

三重県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

現場代理人の常駐緩和について（通知）

建設工事請負契約書の条項の改正に伴い同条項第 10 条第 3 項に新たに規定した現場代理人の常駐緩和についての運用基準を下記のとおり定めましたので通知します。

記

1. 建設工事請負契約書の条項第 10 条第 3 項について次のいずれかに該当する場合には、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うこと。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 建設工事請負契約書の条項第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) (1)～(3)に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

2. 適用時期

平成 2 3 年 4 月 1 日以降に契約締結を行う案件から適用する。

事務担当：三重県土整備部 建設業室 入札制度グループ
電 話：059-224-2723

(参考)

建設工事請負契約書の条項第 10 条第 3 項を新設（平成 2 3 年 4 月 1 日改正）

(現場代理人及び主任技術者等)

第 10 条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) (A) [] 主任技術者
(B) [] 監理技術者
 - (3) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金額の請求及び受領、第 12 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知、同条第 4 項の請求、同条第 5 項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権利を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されたと認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。ただし、三重県低入札価格調査実施要領に規定する調査基準価格を下回って契約をする場合は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者は、これを兼ねることができない。

Ⅱ 補足資料

1. 三重県工事一時中止に係るガイドラインについて

●三重県工事一時中止に係るガイドラインについて

ガイドラインの内容については、積算基準の「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法」をとりまとめたもの。

●増加費用に関する基本事項

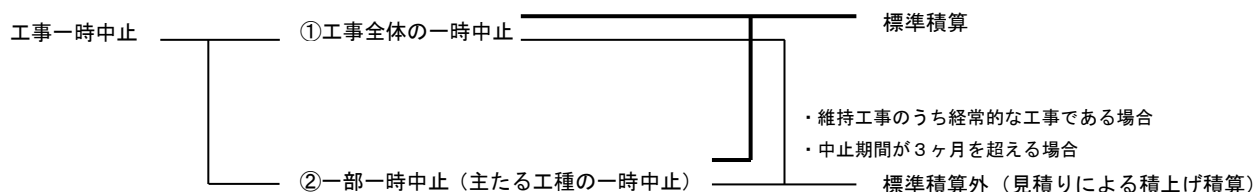
対象工事	発注者が、契約書第 20 条第3項の負担額を負担する工事は下記条件を満たす工事とする。 ○予測し難い理由により中止した工事 ○施工途中にある工事の主要部分を長期にわたって（指示した期間）中止した工事 ○著しい増し分費用が生じた工事
増加費用として積算する範囲	○工事現場の維持に要する費用 ○中止により工期延期となる場合の費用 ○工事体制の縮小に要する費用 ○工期短縮を行った場合の費用 ○工事の再開・準備に要する費用
増加費用の算定	○増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者が協議して行う。 ○各構成費目は、原則として中止期間中に要した費用の内容について積算する。 ※再開以降の工事にかかる増加費用は従来どおり設計変更で処理する。

2. 工事一時中止の区分

●全部中止と一部一時中止の違い

契約書（第 20 条）では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、乙の責に帰することができないものにより、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知することとされている。

工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合（一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）があり、契約上の取扱いや、増し分費用の計上方法が異なる。



一部一時中止の場合の増し分費用について

中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。（主たる工種は工事費構成比率が最大の工種のみを指すものではない）

	一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止 (主たる工種の中止)
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を明示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。	工事施工期間は専任が必要。
契約解除できる時期 (契約書第50条)	中止期間が工期の10分の5を超えるとき。 (工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後3ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
工期変更	原則として、中止期間分を工期延期することが考えられる。	一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する。
増し分費用の 算定方法	中止期間が3ヶ月以内の場合は標準積算(率式)による $G = dg \times J + \alpha$ dg: 一時中止に係る現場経費率(単位: % 小数第4位四捨五入3位止め) J: 対象額(一時中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費)(単位: 円 1,000円未満切り捨て) α: 積上げ費用(単位: 円 1,000円未満切り捨て) 一時中止に係る現場経費率(dg) $dg = A \{ (J / (a \times J^b + N)) \}^B - (J / (a \times J^b)) \} + \{ (N \times R \times 100) / J \}$ N: 一時中止日数(日)ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数 R: 公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A・B・a・b: 各工種毎に決まる係数	
	Nは一時中止日数	Nは一部一時中止に伴う工期延期日数

3. 全体中止と部分中止の積算内容の違い

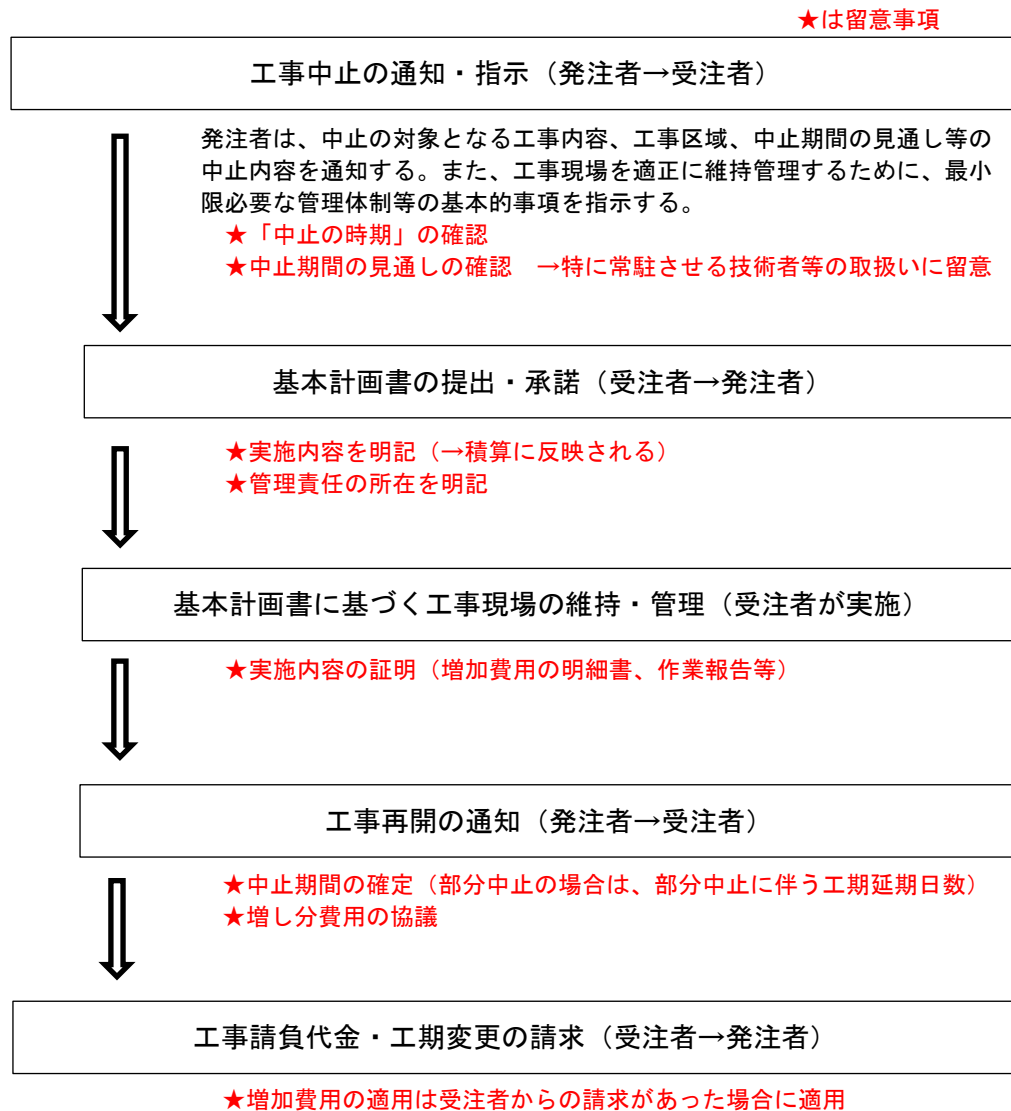
●算定方法の違い

	中止期間が3ヶ月以内の場合 → 標準積算	中止期間が3ヶ月を超える場合 → 全て積上げ積算
一時中止 (工事全体が中止)	○率計上項目は、 標準積算(率計上) とする。 (社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「 中止期間のN 」を用いる。 ○率計上項目以外は積上げ積算する。(材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。	○全ての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等 + 材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。
一部一時中止 (主たる工種が中止)	①率計上項目は、 標準積算(率計上) する。 (社員等給与、現場事務所費用等) ※標準積算の率計上項目の対象日数は「 工事延期期間N' 」を用いる。 ②率計上項目以外は積上げ積算する。(材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。	③全ての増加費用を積上げ積算する。 (社員等給与、現場事務所費用等 + 材料の保管費用、仮設諸機材の損料等) ※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。

※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合: 出水期間における現場維持等に
 必要な費用(仮設費用、運搬費用、現場巡視等)は設計変更により計上する。

4. 請求の流れ及び適用範囲

●工事一時中止の増し分費用について



●増加費用の範囲

- （１）現場維持に要する費用
 - イ. 工事現場の維持に要する費用
 - ロ. 工事体制の縮小に要する費用
 - ハ. 工事の再開・準備に要する費用
 - ニ. 中止により工期延期となる場合の費用
 - ホ. 工期短縮を行った場合の費用
- （２）本支店における増し分費用・・・・・・・・一般管理費として率計上される

●中止期間中の現場維持等に要する費用

は、本工事施工中において３ヶ月以内の一時中止の場合の率計上項目

イ 材料費	① 材料の保管費用
	② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費
	③ 直接工事費に計上された材料の損料等
ロ 労務費	① 工事現場の維持等に必要な労務費 中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない。
	② 他職種に転用した場合の労務費差額
ハ 水道光熱電力等料金	現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用
ニ 機械経費	① 工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用
ホ 運搬費	① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
	② 大型機械類等の現場内運搬
ヘ 準備費	通常の準備作業を超える跡かたづけ、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認めたものは、別途積上げにより計上する
ト 仮設費	① 仮設諸機材の損料
	② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
チ 事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用
リ 安全費	① 既存の安全設備に係る費用
	② 新たな工事現場の維持等に要する安全費
ヌ 役務費	① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料
	② 電力・水道等の基本料
ル 技術管理費	原則として増し分費用は計上しない。
ヲ 営繕費	現場に設置済の営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額 等
ワ 労務者輸送費	元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
カ 社員等従業員給料手当	中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用
ヨ 労務管理費	① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用
	② 解雇・休業手当を払う場合の費用
タ 地代	現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用
レ 福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

		中止の時期		
		契約後準備工着手前 契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での準備工に着手するまでの期間	準備工期間 現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間	本工事施工中
中止期間	～3ヶ月以内	増加費用は計上しない。 ※全部中止の場合は技術者の専任の解除 ※中止期間が工期の1/2(6ヶ月)を超えた場合等は契約の解除権が発生	積上げ積算 ※前頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議 【積算例】 ○安全費 ・工事看板損料 ○営繕費 ・現場事務所の維持費 ・土地の借地料 ○現場管理費 ・現場従業員手当 等が想定される	標準積算(増加費用 $G = dg \times J + \alpha$) または積上げ積算 率(dg)×対象額(J)で計上 dg : 一時中止に係る現場経費率 J : 中止時点の現場管理費対象純工事費 <u>注) 全部中止の場合に適用(主たる工種の部分中止により工期延期になった場合を含む)</u> 注2) 経常的な維持工事等は全て積上げ α : 積上げ積算 ※前頁表項目(率分除く)について 費用の明細書に基づき受発注者協議
	3ヶ月を超える			積上げ積算 ※前頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議
		※増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、官積算をするものとする。 なお、 <u>費用の必要性・数量などは発注者・受注者が協議</u> して決定するものとする。		

5. 工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

◆中止期間中の現場維持等の費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg : 一時中止に係る現場経費率（単位 % 小数第4位四捨五入3位止め）

J : 対象額（一時中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位: 円 1,000円未満切り捨て）

α : 積み上げ費用（単位: 円 1,000円未満切り捨て）

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{(a \times J^b + N)} \right)^B - \left(\frac{J}{(a \times J^b)} \right)^B \right\} + \{(N \times R \times 100) / J\}$$

N : 一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

$A \cdot B \cdot a \cdot b$: 各工種毎に決まる係数（別表—1）

【計算例】河川・道路構造物（地方部（一般交通等の影響なし））

$A = 180.4$	$J = 1,000,000,000$	一時中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費
$B = -0.1562$	$N = 90$	一時中止日数
$a = 0.8251$	$R = 23,000$	公共工事設計労務単価（土木一般世話役）
$b = 0.3075$	$\alpha = 0$	積み上げ費用

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{(a \times J^b + N)} \right)^B - \left(\frac{J}{(a \times J^b)} \right)^B \right\} + \{(N \times R \times 100) / J\}$$

$$dg = 0.710240909$$

0.710 %（小数第4位四捨五入 3位止め）

$$G = dg \times J + \alpha$$

$$G = 7,100,000 \quad (1000 \text{ 円未満切り捨て})$$

中止90日、積み上げ分0円の場合の
“G(中止期間中の現場維持等の費用)”

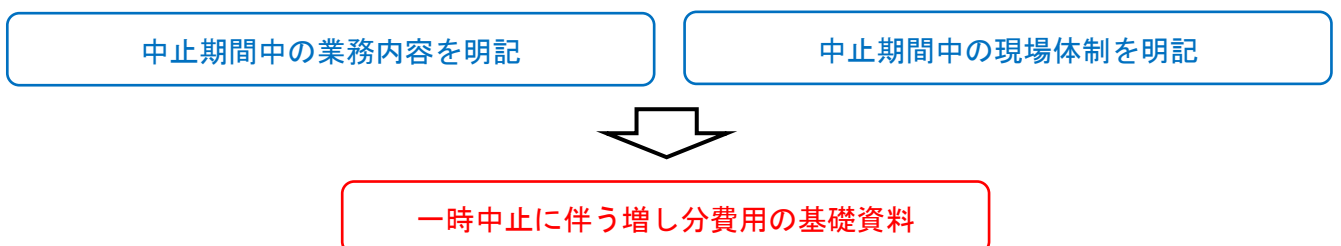
純工事費	dg	G
100,000,000	3.297	3,297,000
300,000,000	1.496	4,488,000
500,000,000	1.075	5,375,000
1,000,000,000	0.710	7,100,000

6. 基本計画書の作成例

●準備工期中に工事中止となった場合の基本計画書及び請求資料の作成例

〇〇〇電線共同溝工事 基本計画書 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇株式会社 〇〇支店	目次 1. 工事概要・・・・・・・・・・・・・1 2. 中止期間中の業務・・・・・・・・・・・・・2 3. 中止期間中の体制・・・・・・・・・・・・・3 4. 現場組織表・・・・・・・・・・・・・4 5. 安全衛生管理組織表・・・・・・・・・・・・・5 6. 緊急時の体制及び対応・・・・・・・・・・・・・6 地震発生時・・・・・・・・・・・・・7 台風発生時・・・・・・・・・・・・・8 緊急連絡体制・・・・・・・・・・・・・9 災害対策本部組織図・・・・・・・・・・・・・10 緊急資材一覧表・・・・・・・・・・・・・11
--	---

2. 中止期間中の業務 1) 現場点検の実施 一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、〇〇〇事務所に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。 2) 緊急時の対応 震度4以上の地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。 3) 中止期間中の実施作業 中止解除（現場着工）時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施する。 ・現地調査 - 工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督員と協議する。 ・試掘の立会 - 企業者の試掘に対し、すべて立会い埋設箇所の確認を行う。 ・施工計画書の作成 - 現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督員の承認を得る。 ・道路調整会議の出席 ・道路工事等協議書の作成 - 現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。	3. 中止期間中の体制 中止期間中の体制は以下のとおりです。 <u>現場代理人・・・・・・・・・・・・・常駐</u> <u>監理技術者・・・・・・・・・・・・・非専任</u> 施工担当者・・・・・・・・・・・・・代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、〇〇〇事務所と協議のうえ、社員を増員します。 また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこととする。 現場作業が無い、又は、非専任の場合は、給与等の請求はできない
---	--



7. 工事請負代金変更請求の作成例(1)

●増加費用の請求書例

(積上げ積算が必要な場合)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事 様

(受注者名) 印

〇〇〇〇工事の() 一時中止に伴う増加費用の請求について

標記について、下記の() 一時中止に伴い増加費用を必要としたので、工事請負契約書第 20 条第 3 項に基づき負担されるよう請求します。

記

1. 中止期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日
(〇〇日間)

備考 () には全部又は一部を記入すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事 様

(受注者名) 印

〇〇〇〇工事の() 一時中止に伴う増加費用の見積について

標記について、下記のとおり見積もったので関係資料を添えて提出します。

記

1. 中止期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日
(〇〇日間)

2. 増加費用 ￥〇〇〇,〇〇〇

3. 増加費用の内訳 別紙のとおり

備考 1. () には全部又は一部を記入すること。
2. 増加費用の内訳には増加費用算出の根拠となる資料を添付すること。

8. 工事請負代金変更請求の作成例(2)

●増加費用の見積書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名 〇〇〇電線共同溝工事

工事場所 自) 〇〇市〇〇町
至) 〇〇市〇〇町

当初工期 自) 令和〇〇年〇〇月〇〇日一時中止期間 自) 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至) 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至) 令和〇〇年〇〇月〇〇日
(〇〇〇日間) (〇〇〇日間)

当初契約金額 ￥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 税抜契約金額 ￥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
増加金額 ￥ 3,629,624 税抜増加金額 ￥ 3,456,785

〇〇〇〇株式会社 〇〇支店

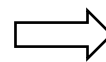
工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名	〇〇〇電線共同溝工事	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一時中止に伴う増し分費用		式	1			3,456,785	
(1) 現場管理費		式	1			3,456,785	
・従業員給料手当		式	1			3,094,484	
現場代理人		月	4.3	506,809		2,179,278	
監理技術者		月	1.3	704,005		915,206	
・福利厚生費		式	1			35,499	
・事務用品費		式	1			50,935	
・通信交通費		式	1			112,835	
・現場事務所費		式	1			163,032	
合計						3,456,785	

※見積もりに対する妥当性の確認ができる証明書類の提出が必要

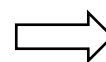
例えば)

(1) 現場代理人等の給料について

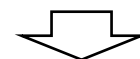


- ①当該現場での作業内容
- ②給与等の内訳書
- ③給与明細等の資料

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について



- ①経費別支払調書
- ②事務用品の証明書類の提出
- ③経費支払い集計調書



妥当性の確認ができた項目を積み上げる
(例では、全て確認出来た場合、1,000 円未満を切り捨てた 3,456,000 円を増加費用として計上)

9. 工事請負代金変更請求の作成例(3)

●増加費用の見積根拠資料例

(1) 現場代理人等給料について

①当該現場での作業内容

中止期間中報告書 ○月 総括表				現場代理人	監理技術者
月	日	曜日	作業の内容		
○年	1	金	工事の一時中止指示		
○月	2	土			
	3	日			
	4	月	現地調査(現地測量)		
	5	火	現地調査(現地測量)		
	6	水	現地調査(現地測量)		
	7	木	現地調査(現地測量)		
	8	金	現地調査(現地測量)		
	9	土			
	10	日			
	11	月	現地調査(現地測量)		
	12	火	現地調査(現地測量)		
	13	水	現地調査(支障物等の確認)		
	14	木	現地調査(支障物等の確認)		
	15	金	現地調査(支障物等の確認)		
	16	土			
	17	日			
	18	月	現地調査(支障物等の確認)		
	19	火	現地調査(支障物等の確認)		
	20	水	現地調査(支障物等の確認)		
	21	木	現地調査(試掘の立会)		
	22	金	現地調査(試掘の立会)		
	23	土			
	24	日			
	25	月	特殊部位置の確認(現地照査)		
	26	火	特殊部位置の確認(現地照査)		
	27	水	道路調整会議(占用企業者)		
	28	木	現地調査(試掘の立会)		
	29	金	特殊部位置の確認(現地照査)		
	30	土			
	31	日			

〇〇〇〇株式会社 〇〇支店

現場着手の目処が立ったことから、○月に変更基本計画書を提出し、監理技術者を専任に変更した

②給与等の内訳書

※工事中止に伴い、監理技術者の選任を解除。工事再開の約1ヶ月前から専任を再開。(別途変更基本計画書を提出)

月別給与支給明細書				
【現場代理人 ○〇〇〇】				
	給与	超金手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	23,725	102,825	496,450
○月	369,900	5,932	102,825	478,657
○月(9日分)	109,103	753	38,717	148,573
合計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809
【監理技術者 ○〇〇〇】				
	給与	超金手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月				
○月				
○月				
○月	523,600	0	180,937	704,537
○月(9日分)	158,139	0	52,530	210,669
合計	681,739	0	233,467	915,206
対象期間平均	524,415	0	179,590	704,005

③給与明細等の資料(各月の給与明細書、・前年の源泉徴収票等)

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について

①経費別支払調書(令和〇〇年〇〇月分)

項目	細別	支払先	金額	税抜金額	備考
事務用品費	コピー代	〇〇〇〇(株)	37,000		
通信交通費	連絡車	(株)〇〇〇〇	26,300		
現場事務所	レンタルハウス	〇〇〇〇(株)	38,000		
合計			101,300		

②事務用品費の証明書類の提出(請求書の例)

③経費支払集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所
○月	7,850		26,300	38,000
○月			26,300	38,000
○月	27,649		26,300	38,000
○月		37,000	26,300	38,000
○月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,499	50,935	112,835	163,032

10. 工事請負代金の構成

●増加費用等の構成

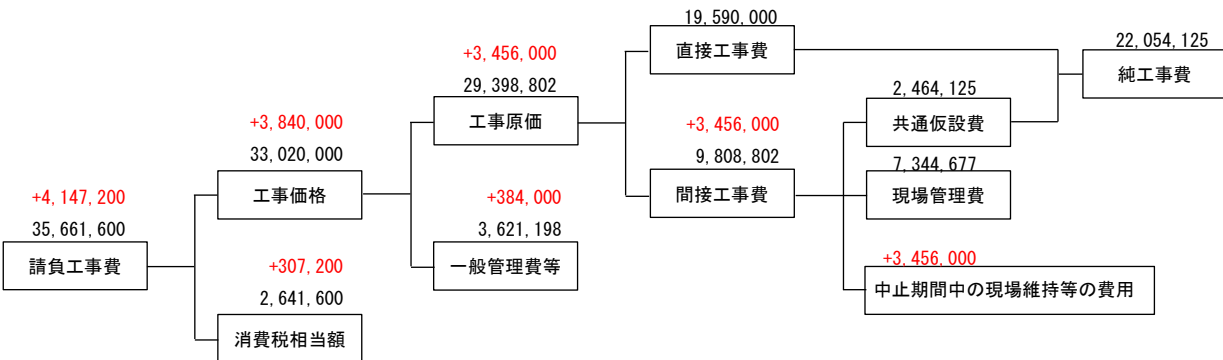
◇中止期間中の現場維持等に要する費用は工事原価に含めて計上し、一般管理費等の対象とする。

◇増加費用等には、請負比率は考慮しないものとする。

◇増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。

【増額費用の計算例】

中止期間が3ヶ月を超える場合 赤字は増額



設 計 内 訳 書								
工事名：〇〇〇電線共同溝工事								
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共同溝		式	1		19,590,000	0	0	
			1		19,590,000			
開削土工		式	1		19,590,000	0	0	
			1		19,590,000			
掘削工		式	1		19,590,000	0	0	
			1		19,590,000			
開削掘削		式	10,000	1,959	19,590,000	0	0	
			10,000	1,959	19,590,000			
直接工事費		式	1		19,590,000	0	0	
			1		19,590,000			
共通仮設費		式	1		2,464,125	0	0	
			1		2,464,125			
共通仮設費(率計上)		式	1		2,464,125	0	0	
			1		2,464,125			
純工事費		式	1		22,054,125	0	0	
			1		22,054,125			
現場管理費		式	1		7,344,677	0	0	
			1		7,344,677			
中止期間中の現場維持等の費用		式	1		0	0	3,456,000	※
			1		3,456,000			
工事原価		式	1		29,398,802	0	3,456,000	
			1		32,854,802			
一般管理費等		式	1		3,621,198	0	384,000	
			1		4,005,198			
工事価格		式	1		33,020,000	0	3,840,000	
			1		36,860,000			
消費税相当額		式	1		2,641,600	0	307,200	
			1		2,948,800			
工事費計		式	1		35,661,600	0	4,147,200	
			1		39,808,800			
※「中止期間中の現場維持費」には、請負比率を考慮しない。								